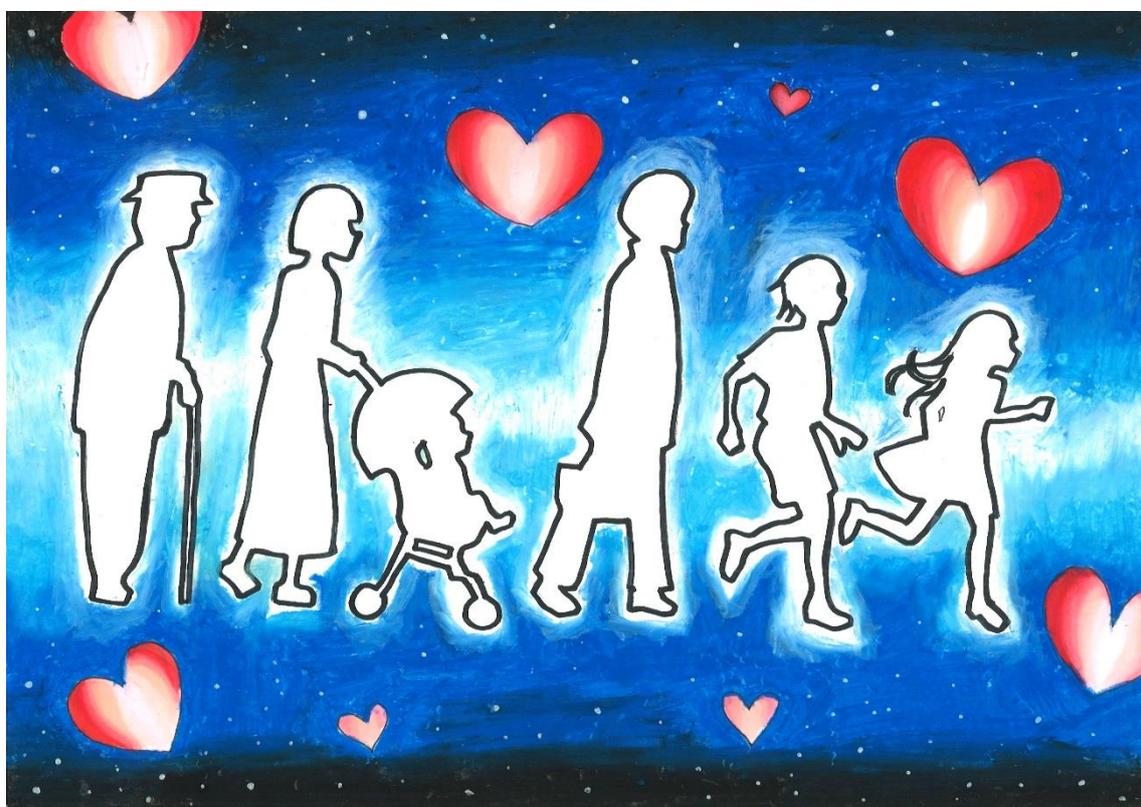


VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

人権に関する社会教育指導資料
人権ワークショップ 2018



栃木県教育委員会事務局生涯学習課

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平成 15 年 4 月 1 日施行)や「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」に基づき、全ての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえ、「栃木県人権教育基本方針」(平成 13 年 11 月 6 日決定)に基づき、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、「人権教育推進体制の充実に向けた支援」、「人権教育指導者の養成と資質・能力の向上」、「学習内容及び方法の改善・充実と啓発の推進」に取り組んでいます。

生涯学習課では、昭和 53(1978)年度から指導資料の作成に計画的に取り組んできました。平成 9(1997)年度からは、同和教育に参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた「社会同和教育指導資料」、人権教育に発展的に再構築された平成 14(2002)年度からは、「人権に関する社会教育指導資料」を作成しています。

平成 30(2018)年は、世界人権宣言の採択 70 周年を迎えました。そして、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を控え、人権尊重の社会づくりへの気運がさらに高まっています。一方、社会の急激な変化の中で、新たな人権問題が明らかになるとともに、日本固有の人権問題も依然として存在しています。これらの社会情勢や本県の社会教育における人権教育推進上の課題を踏まえ、今年度は、身近な社会の中にある「様々な人権問題」や個別の人権問題である「子どもの人権」「同和問題」「外国人の人権」について取り上げました。これらの学習プログラムは、個別に活用するだけでなく、「様々な人権問題」の学習から個別の人権問題の学習につなげる連続講座としての活用も意図した構成としました。また、実際の学習場面で活用可能な資料の充実を図るなど、人権教育指導者への支援の充実に努めました。

本資料が、社会教育をはじめ、様々な学習の場において、人権教育の推進に資するよう活用いただければ幸いです。

平成 31(2019)年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 野原 正祥

目 次

○はじめに

○目次

○資料の構成、資料の使い方 1～ 2

○栃木県における人権教育の推進 3～ 7

○学習プログラム

1 【様々な人権問題】 あなたは、前に進めますか？ 8～14

2 【様々な人権問題】 人権が尊重された社会を目指して 15～19

3 【子どもの人権】 子どもだから…子どもだけど… 20～27

4 【同 和 問 題】 つくられた差別をなくすために 28～33

5 【外国人の人権】 考えてみよう、在日外国人の人権 34～41

○参考文献、編集委員 42

○奥付

資料の構成

平成 30（2018）年度の人権に関する社会教育指導資料人権ワークショップ2018」は、県内関係各所にデジタルデータ（CD）で配布しています。



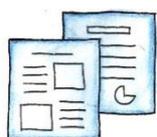
フォルダ	内 容	収録データ数
00	本資料の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（表紙、挨拶） ・資料の構成、資料の使い方 ・栃木県における人権教育の推進 ・参考（参考文献、編集委員、奥付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資 料 4
01	学習プログラム1【様々な人権問題】 <p>「あなたは、前に進めますか？」</p> <p>社会の中にある様々な人権問題を確認しながら、それら当事者の現状への理解を深めることにより、人権について継続して学ぼうとする意欲を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展 開 案 1 ・ワークシート 1 ・資 料 3 ・ス ラ イ ド 1
02	学習プログラム2【様々な人権問題】 <p>「人権が尊重された社会を目指して」</p> <p>日常生活の中で、人権が尊重されている場面や侵害されている場面について考える活動をとおして、人権が尊重された社会を築いていくために大切なことを考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展 開 案 1 ・ワークシート 1 ・資 料 2 ・ス ラ イ ド 1
03	学習プログラム3【子どもの人権】 <p>「子どもだから…子どもだけど…」</p> <p>子どもへの見方や接し方を振り返り、子どもの人権を尊重するよりよい関わり方について考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展 開 案 1 ・ワークシート 2 ・資 料 2 ・ス ラ イ ド 1
04	学習プログラム4【同 和 問 題】 <p>「つくられた差別をなくすために」</p> <p>同和問題の解決のために、同和問題を正しく理解し、自分が心掛けたことやこれからの自分に必要なことを考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展 開 案 1 ・ワークシート 1 ・資 料 2 ・ス ラ イ ド 1
05	学習プログラム5【外国人の人権】 <p>「考えてみよう、在日外国人の人権」</p> <p>在日外国人への理解を深め、共に住みよい社会を実現するために、必要なことやできることについて考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展 開 案 1 ・ワークシート 4 ・資 料 3 ・ス ラ イ ド 1

資料の使い方



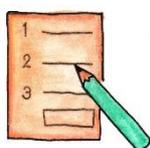
デジタルデータの活用

学習プログラム1から5の各フォルダには、「展開案」、「ワークシート」、「資料」、「スライド」のデータを収録しています。これらのデータを活用することで、資料の印刷などの準備作業が容易になるほか、スライドデータを投影しながら学習を進めることができます。



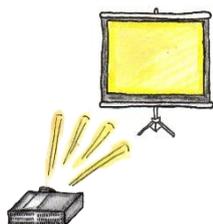
展開案

学習の展開や留意点などが確認できます。



ワークシート・資料

そのまま印刷して使用できます。



スライド

スライドのデータをプロジェクタ等で投影しながら学習を進行することができます。

※パソコン、プロジェクタ、スクリーンの準備が必要です。

学習のねらいや学習者の実態に合わせて、内容のアレンジを行うことが可能です。



連続講座のための学習プログラムの位置付け

「様々な人権問題」に関する学習プログラムを連続講座の第1回目に位置付け、個別の人権問題を第2回目以降に位置付けるなどして、連続講座の内容として活用が可能です。

【構成例】

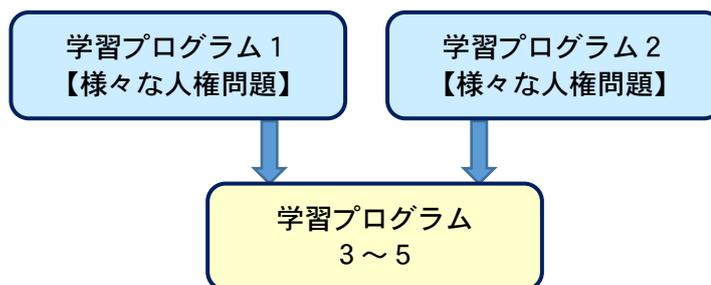
○第1回講座

「様々な人権問題」の学習プログラムのいずれかを選択

○第2回講座以降

個別の人権問題を扱った学習プログラムから選択

※過年度の指導資料も活用可



栃木県における人権教育の推進



人権教育の取組

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（平成 15 年 4 月 1 日施行）及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内すべての学校すべての地域において人権教育を推進しています。その推進に当たっては、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」のもと、各種施策に取り組んでいます。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成 13 年 11 月 6 日決定

平成 14 年 4 月 1 日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。



人権教育の目的と推進の内容

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味します。

栃木県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的としています。また、推進に当たっては、教育活動全体をとおして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。三つの内容は、それぞれに相互補完し合うものです。

人権尊重の精神の涵養

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

【社会教育では…】

- ☆ 家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動などの様々な体験活動の充実を図ります。
- ☆ ボランティア活動などの社会貢献活動が推進されるよう環境整備に努めます。
- ☆ 各種の学級、講座等を通じ、学習者同士の交流を深めます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

【社会教育では…】

- ☆ 「様々な人権問題」を扱う学習機会を意図的・計画的に設けます。
- ☆ 学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情及び学級・講座等のねらいや学習者の構成などを踏まえ、課題を取り上げます。

三つの内容

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

【社会教育では…】

- ☆ 学習者を取り巻く環境づくりをとおして、人権教育の目標達成を目指します。そのために、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮します。

※詳細は、「平成30年度人権教育推進の手引」（栃木県教育委員会）を参照



社会教育における人権教育

社会教育における人権教育の実践に当たっては、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めていくことが重要です。人権問題をテーマとした事業に加え、すべての事業を人権の視点から見直し、公民館等の社会教育施設で実施している青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業等に人権教育推進の三つの内容を適切に位置付けることや、参加者がより主体的に学ぶことができるようにすることが求められます。



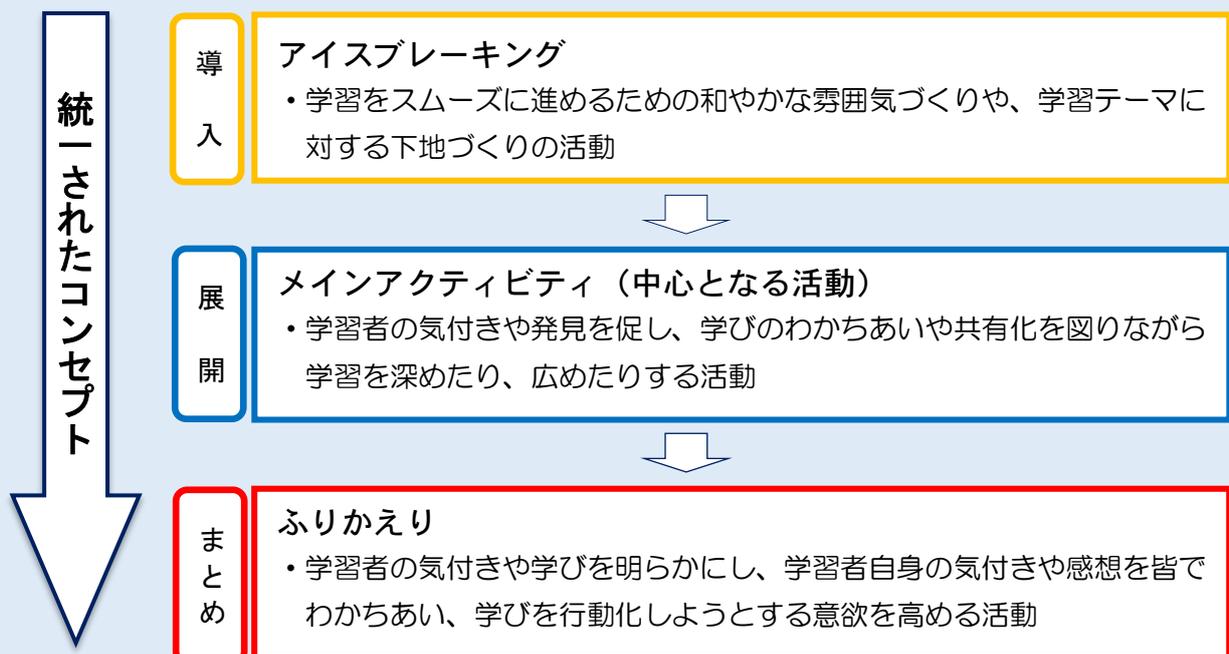
参加体験型学習（ワークショップ）の学習方法

社会教育における人権教育の学習方法には、「参加体験型」や「講義型」、「広報紙型」などがあります。本資料では、「参加体験型」を取り上げています。

参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーション、気付きを大切にしながら、人権感覚を磨き人権意識を高める学習のことです。本県では、参加体験型学習をワークショップと呼んでいます。

参加体験型学習（ワークショップ）の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（一貫したねらい）のもと、原則としてアイスブレイキング、メインアクティビティ（中心となる活動）、ふりかえりの三つの要素で構成されます。





ファシリテーターの役割

参加体験型学習を進行する人を、本資料では「ファシリテーター」と呼んでいます。ファシリテーターは、「促進者」という意味です。和やかな雰囲気づくり、学習者同士のコミュニケーションの支援、気付きから行動につなげるための声かけなど、ねらいの達成に向けて学習者の活動を促進する役割を担います。

学習前

- 学習者の構成やニーズを考慮する。
- ねらいに合ったアクティビティを組み合わせて、プログラムをつくる。
- 会場の照明、机、いす、使用する用具等に不具合はないか確認する。
- 年齢、所属、居住地などに配慮して、4～6人のグループに分ける方法を決定しておく。



導入

- アイスブレイキングをとおして学習者の緊張をほぐし、安心して参加できる雰囲気をつくる。
- 学習のねらいを確認する。
- 「三つの約束」を呼びかける。
(「三つの約束」はP7参照)



展開

- 学習者の反応や状況に応じて、内容や時間配分の対応を柔軟に行う。
- 全体を見渡して、学習者の活動状況を把握することに努める。
- 一人一人の発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かす。
- 正確な情報を提供する。



ふりかえり

- ふりかえりの時間を十分に確保する。
- 学習者の気づきを促し、今後の態度や行動につなげるための声かけをする。



今日の学習では、素敵な気づきがありましたね。ほかの人の気づきからも新たな気づきが生まれますね。

自分で気付くことが行動につながるんだね。

皆さんのいろいろな考えを聞くと、学ぶことが多いなあ…



学習後

- PDCA（Plan：企画→Do：実施→Check：評価→Action：行動）のサイクルに沿って、プログラムの評価改善を行う。
- ファシリテーター自身の進行の仕方や学習者への対応を振り返り、今後に生かせるようにする。



アクティビティ1の活動では、積極的な意見交換が行われていたから、内容や関わり方は適切だったね。

この人権問題を扱うときは、分かりやすい説明資料を準備したほうがいいな。

三つの約束

参加体験型学習の手法を用いた学習において、ねらいの達成のために学習者とファシリテーターがお互いに心掛けることです。



- 意見を押しつけない。
- 発言を強制しない。
- 個人情報を守る。 など、ファシリテーターも心掛けなければならない約束事ですね。

尊重

互いの考えや感じ方を
尊重しよう

- 相手の意見に耳を傾けましょう。自分の気持ちにも耳を傾けてみましょう。
- 発言を批評したり、自分の意見を押しつけないようにしましょう。
- 一人で話しすぎないようにしましょう。

参加

プログラムに
積極的に参加しよう

- 参加者一人一人が、積極的に参加するように心掛けましょう。
- 発言は、強制ではありません。聞いているだけでも十分参加していることとなります。

守秘

参加者の個人情報は
持ち帰らない

- 学習者が本音で語り合う内容には個人情報が含まれる場合があります。お互いに「守秘」の約束を確認することで、安心して話ができる環境を作りましょう。

学 習 プ ロ グ ラ ム

あなたは、前に進めますか？

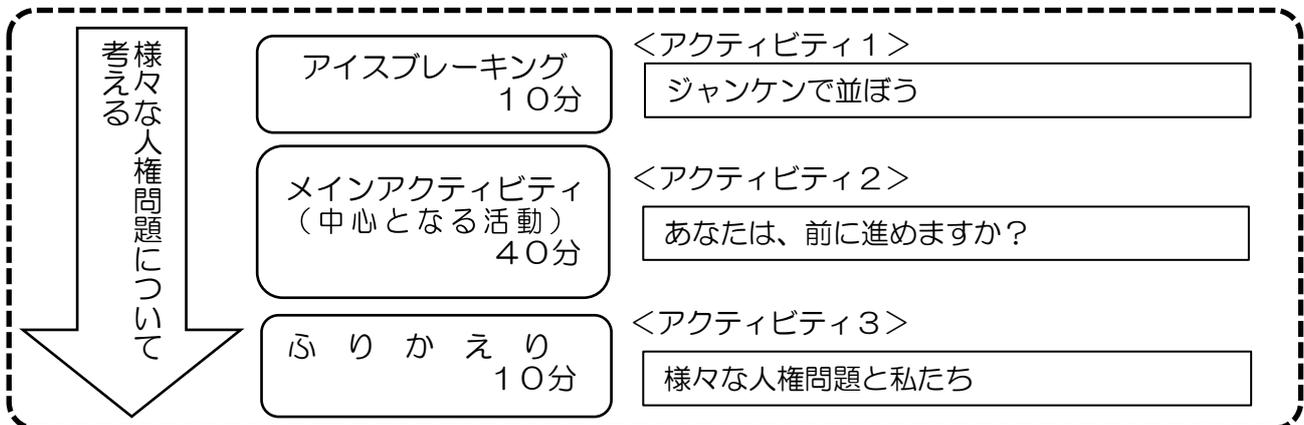
様々な人権問題

ねらい

偏見や差別のない地域社会を実現するため、社会の中にある様々な人権問題を
確認しながら、それら当事者への理解を深めることにより、人権について継
続して学ぼうとする意欲を高めます。

時 間	60分	人 数	1グループ4～6人
準 備	資料①・②・③ ワークシート 筆記用具 学習者が一列に並んで歩くことのできるスペース		

学習の流れ



<アクティビティ1> ジャンケンで並ぼう

活動のねらい

ジャンケンのルールを活用し、勝負にこだわらない人間関係の良さや温かさに気付きながら、グループをつくります。

活動の進め方

<準備> 特になし

- 1 二人組でジャンケンをします。次々に違う人とジャンケンを行い、5人に勝った人から順番に1列に並ぶようにします。
- 2 もう一度ジャンケンをします。今度は5人と「あいこ」になった人から順番に1列に並びます。
- 3 活動を振り返ります。
- 4 列の先頭から5人ずつ数え、グループに分かれ、着席します。

実施の際のポイント

最後に列に加わった人にインタビューし、気持ちに共感したり、不安な気持ちを和らげたりします。

勝負を決めるジャンケンと、あいこのジャンケンとの違いはあるか、何人かに質問します。

競争だけでは生み出せない、温かなつながりを感じる人間関係づくりの大切さに触れながら、次の活動につなげます。

<アクティビティ2> あなたは、前に進めますか？

活動のねらい

人権問題について様々な立場で物事を考えることで、社会の中に存在する偏見や差別に気付き、人権問題への認識を深めます。

活動の進め方

<準備> 資料①（切り取ったものを一人1枚） 資料②
読み原稿 ワークシート 筆記用具

- 1 役割カードを1枚受け取り、内容を確認します。
- 2 自分の役割がどのような人で、どのように生活をしているのか想像します。
- 3 静かに1列に並び、活動の説明を聞きます。
- 4 読み上げられた「状況とできごと」にあてはまる時、一歩前に進みます。
- 5 質問が終わった段階で、個々の学習者が立っている位置を周囲と比べて確認します。
- 6 グループに戻り、資料②を確認しながらワークシートに記入後、話し合います。

<話し合いのテーマ>

- ・それぞれの役割について、感想を伝え合う。
- ①どのような役割であったか。
 - ②前に進めたときや進めなかったときに考えたこと。
 - ③進むべきか、止まるべきか判断に迷った質問。
 - ④進み方に差が生じたことについて感じたこと。

- 7 グループで話し合ったことを発表し、共有します。

実施の際のポイント

資料②から15個程度「状況とできごと」を選び、それ以外は削除しておきます。読み原稿も同様に準備します。

グループ内で、役割が重ならないように配ります。配られたカードは、自分で持っていて、ほかの人に見せないように伝えます。

役割のイメージをもてずに困っている学習者には、カードを交換してもよいことを伝えます。

いくつかの質問を投げかけ、役割について具体的に想像できるようにします。
※住居、収入、楽しみ、不安、休日の過ごし方 など

次のように説明します。「これからいくつかの状況やできごとについて読み上げます。その内容に『はい』と答えられる人は一歩前に進んでください。そうでない人はそのまま同じ位置に留まってください。」

どのような役割を演じていたのか、活動中、どのようなことを感じていたか、何名かに簡単に質問します。

カードの役割を演じることは終了であることを明確に伝えます。

最後にグループで1名、話し合われたことの発表をお願いすることを伝えます。

進むことができず、差ができてしまう状況に対し、人権尊重の視点から感じたことや気付いたことをグループ内で話し合います。

<アクティビティ3> 様々な人権問題と私たち

活動のねらい

偏見や差別のない地域社会の実現に向け、今日の活動や自らの行動を振り返り、これからの人権に関する学習への意欲を高めます。

活動の進め方

〈準備〉資料③ ワークシート

- 1 様々な人権問題の内容を資料③を読みながら確認します。
- 2 私たちの暮らしの中の偏見や差別について、感じていることや知っていることを話し合います。
※グループ→全体
- 3 ワークシートを用いながら、学習を振り返ります。
※個人→グループ→全体

<ふりかえりのテーマ>

- ① 学習を終えて気付いたことや感じたこと
- ② 今後の、自分自身の人権問題との関わり方について（学びたいことや心掛けたいことなど）

実施の際のポイント

アクティビティ2の役割カードの内容と関連させながら、様々な人権問題を紹介します。

今後、学習を予定している人権問題、学習者に関わりの深い人権問題など、必要に応じ、いくつか重点を置いて紹介します。

学習者にとって、身近な場面で人権問題との関わりはないかを振り返ります。偏見や差別の実態のみを確認するだけでなく解消につながる意識や行動にも注目するよう伝えます。

「思い込み」や「偏見」が差別を生むことに触れながら、様々な人権問題に関心をもち、正しい知識を得るために学び続けていくことが大切であることを伝えます。

※読み原稿「状況とできごと」（資料②と対応）

- ① わたしは、これまで生活費に困ったことはありません。
- ② わたしは、テレビを自由に見たり、安心して寝泊まりできたりする住居があります。
- ③ わたしは、自分の言語、宗教、文化が尊重されていると感じています。
- ④ わたしは、普通の生活に不安を感じていません。
- ⑤ わたしは、様々な問題についてほかの人々に意見を求められます。
- ⑥ わたしは、警察に呼び止められることを恐れてはいません。
- ⑦ わたしは、助言や手助けが必要な時にどうすればよいかを知っています。
- ⑧ わたしは、自分が差別されていると感じたことはありません。
- ⑨ わたしは、必要に応じて医療を受けることができます。
- ⑩ わたしは、一人で自由に移動することができます。
- ⑪ わたしは、友達を自宅での夕食に招待することができます。
- ⑫ わたしは、楽しい生活をし、私自身の未来について希望をもっています。
- ⑬ わたしは、学習する時間があり、自分の好きな職業につけると感じています。
- ⑭ わたしは、メディアによって、嫌な思いをする心配はありません。
- ⑮ わたしは、国や地方の選挙に投票することができます。
- ⑯ わたしは、身内や近い人と一緒に、宗教的な行事に参加することができます。
- ⑰ わたしは、大都市での全国的なセミナーに参加することができます。
- ⑱ わたしは、行きたいときに映画館や劇場に行くことができます。
- ⑲ わたしは、誰かに監視されているという不安をもつことはありません。
- ⑳ わたしは、自分の好きな人と自由に恋愛することができます。
- ㉑ わたしは、自分の住んでいる社会で自分の能力が正しく評価され、尊重されていると感じています。

あなたは、前に進めますか？

アクティビティ「あなたは、前に進めますか？」の感想を書きましょう。

※以下の点を参考にしてください。

- 前に進めたときや進めなかったときに考えたこと。
- 進むべきか、止まるべきか判断に迷った質問。
- 進み方に差が生じたことについて感じたこと。



【ふりかえり】

○今日の活動全体をとおして感じたことや考えたことを書きましょう。



資料① 「役割カード」

※印刷し、切り取ってお使いください。

・女性	あなたは、夫から暴力を受けている32歳の女性です。小さい子どもがいます。	あなたは、パートタイムで働きながら4歳の子どもの一人で育てている29歳の女性です。
・子ども	あなたは、17歳の高校生です。父は失業中で、母はアルバイトを2つかけもちして家計を支えています。	あなたは16歳の少女です。両親から虐待を受け、児童養護施設で暮らしてきました。
・高齢者	あなたは、認知症の妻と二人暮らしをしている73歳の男性です。	あなたは、85歳の女性です。アパートで一人暮らしをしています。
・障害者	あなたは、移動に車いすが必要な障害のある35歳の男性です。両親と住んでいます。	あなたは、視覚障害のある33歳女性です。夫と子どもと3人で暮らしています。
・同和問題	あなたは、同和地区出身の男性です。41歳で、両親と住んでいます。	あなたは、同和地区出身の62歳女性です。今は、少し離れた場所に住んでいます。
・外国人	あなたは、身の回りに危険が迫り、日本に避難してきた32歳の難民です。難民申請を未だに認定されません。	あなたは28歳の外国人労働者です。妻と2児の4人家族で暮らしています。
・HIV感染者 ・ハンセン病患者及び元患者	あなたは、HIVに感染している36歳男性です。	あなたは、60年ほど前、国の政策により強制的に療養所に入所させられた、82歳のハンセン病患者です。
・犯罪被害者とその家族	あなたは、犯罪被害にあった25歳の男性です。今も、精神科に通院しています。	あなたは、娘が犯罪被害にあった51歳の女性です。加害者は未成年です。
・インターネットによる人権侵害	あなたは、インターネット上の掲示板に個人的な情報を勝手に掲載されてしまった29歳の女性です。	あなたは、インターネット上の掲示板に身に覚えのない誹謗中傷の書き込みをされてしまった18歳の男性です。
・災害に伴う人権問題	あなたは、津波で家も家族も失い、仮設住宅で一人暮らしをしている45歳の男性です。	あなたは、農家の30歳女性です。放射能汚染の間違った噂で売上げが激減しています。
・アイヌの人々 ・刑を終えて出所した人	あなたは、アイヌ民族の66歳男性です。アイヌ文化を保存する活動をしています。	あなたは、刑期を終えて出所した50歳の男性です。
・性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題	あなたは、身体的に女性であることに対し、違和感を感じている19歳です。	あなたは、22歳の同性愛者です。28歳のパートナーと一緒に生活をしています。
・ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題 ・北朝鮮当局による拉致問題等	あなたは、2年間ホームレス状態に陥っている44歳男性です。	あなたは、北朝鮮当局に拉致され、その後25年ぶりに日本に帰ってきた60歳の女性です。
・その他	あなたは、地方銀行支店長の息子で、現在大学生です。	あなたは、小学校の校長先生です。夫と一人息子も教員です。

参考:「人権教育のためのコンパス[羅針盤]」(ヨーロッパ評議会[企画]、福田 弘[訳])を基に作成

資料② 「状況とできごと」

『わたしは…』

- ① これまで生活費に困ったことはありません。
- ② テレビを自由に見たり、安心して寝泊まりできたりする住居があります。
- ③ 自分の言語、宗教、文化が尊重されていると感じています。
- ④ 普段の生活に不安を感じていません。
- ⑤ 様々な問題についてほかの人々に意見を求められます。
- ⑥ 警察に呼び止められることを恐れてはいません。
- ⑦ 助言や手助けが必要な時にどうすればよいかを知っています。
- ⑧ 自分が差別されていると感じたことはありません。
- ⑨ 必要に応じて医療を受けることができます。
- ⑩ 一人で自由に移動することができます。
- ⑪ 友達を自宅での夕食に招待することができます。
- ⑫ 楽しい生活をし、私自身の未来について希望をもっています。
- ⑬ 学習する時間があり、自分の好きな職業につけると感じています。
- ⑭ メディアによって、嫌な思いをする心配はありません。
- ⑮ 国や地方の選挙に投票することができます。
- ⑯ 身内や近しい人と一緒に、宗教的な行事に参加することができます。
- ⑰ 大都市での全国的なセミナーに参加することができます。
- ⑱ 行きたいときに映画館や劇場に行くことができます。
- ⑲ 誰かに監視されているという不安をもつことはありません。
- ⑳ 自分の好きな人と自由に恋愛することができます。
- ㉑ 自分の住んでいる社会で、自分の能力が正しく評価され、尊重されていると感じています。

参考:「人権教育のためのコンパス[羅針盤]」(ヨーロッパ評議会[企画]、福田 弘[訳])を基に作成

様々な人権問題について

我が国には、国民全体で解決を目指す、以下のような人権問題があります。

同和問題

日本社会の歴史の過程で形づくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、長年にわたり差別を受けてきた人々が、今も結婚や就職の際に差別を受ける問題などがあります。

子ども

学校では、いじめや暴力、不登校、教師による体罰などの問題があり、家庭では、親から虐待を受けるなどの問題があります。

日本は1994年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を批准し、子どもの生命と人権を守ることに取り組んでいます。

高齢者

身体や精神面のおとろえを理由に、高齢者をのけ者にしたり、邪魔者扱いしたりするなどの問題があります。また、就職の際に差別されたり、介護の際に身体的・心理的虐待が行われたりする問題などもあります。

障害者

障害があることを理由に、就職に際して差別される問題やアパート・マンションなどへの入居を拒否される問題、施設における虐待などの問題があります。

女性

「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を決めつける考え方が今も根強くあり、社会生活の様々な場面で、女性が不利益を受けるなどの問題があります。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)や夫・交際相手などから暴力(*DV、デートDV)を受けるなどの問題もあります。

外国人

言葉や生活習慣等の違いから、入居や入店を拒否されたり、就職に際して差別されたりするなどの問題があります。また、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人に向けて憎しみをあおるような差別的表現が行われるなどの問題もあります。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

不正確な知識や思いこみによってHIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識が生まれ、患者・元患者やその家族が日常生活や職場などで差別を受けるなどの問題があります。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件によって命を奪われるなどの直接的な被害のほか、興味本位のうわさなどで傷つけられたり、行き過ぎた報道でプライバシーが侵害されたりするなど、二次的な被害を受ける問題があります。

インターネットによる人権侵害

自分の名前を明らかにせず、不特定多数の人に自由に情報を公開できる特性が悪用され、悪口が書き込まれたり、プライバシーが侵害されたりするなどの問題があります。

災害に伴う人権問題

福島第一原子力発電所の事故では、被災者に対する偏見や差別、避難した子どもたちへのいじめなどの問題が発生しました。

また、災害発生時の避難所では、プライバシーの確保の問題や高齢者や障害者などがより一層厳しい状況に置かれるという問題があります。

アイヌの人々

北海道を中心に、昔から日本に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築き上げてきました。しかし、これらに対する理解不足から、今なお結婚や就職に際して差別が残るなどの問題があります。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には本人に更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識によって就職を断られたり、アパート・マンションなどへの入居を拒否されたりするなど、社会への復帰が困難となる問題があります。

性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題

性的指向とは、恋愛の対象がどこに向かうかをいい、異性以外にも同性や両性に向かうなど人によって様々です。

また、「体の性」と「心の性」が一致しない性同一性障害のある人もいます。

こうしたことへの理解の不足から偏見の目で見られたり、差別を受けたりするなどの問題があります。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

経済的事情等様々な理由から、公園や道路などでの生活を余儀なくされている人々があり、こうした人々が、嫌がらせや暴行を受ける問題があります。また、生活の困窮のために社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求めることができないなどの問題があります。

北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代～80年代にかけて、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)当局によって日本人が拉致された問題です。日本政府は、これまでに17名(2002年に帰国した5名を含む)を拉致被害者として認定しています。

【参考】

「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」

栃木県 平成28年3月

「人権について考える～人権って何だろう?～」

栃木県 平成28年10月

*DVとは、Domestic Violence(ドムスティック・バイオレンス)の略で、配偶者からの暴力のことです。また、デートDVとは交際相手など親密な関係にある人(配偶者を除く)からの暴力のことです。

人権が尊重された社会を目指して

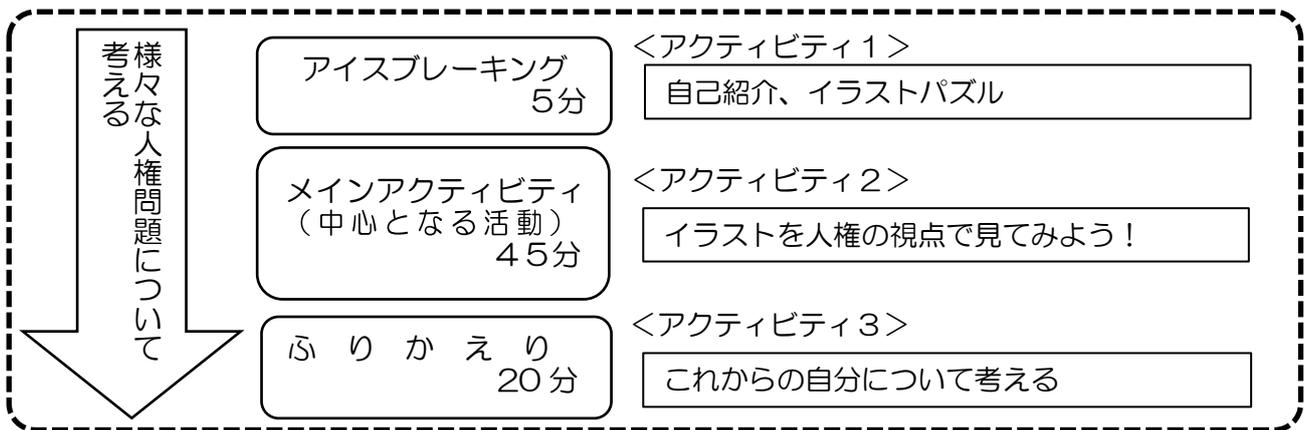
様々な人権問題

ねらい

日常生活の中で、人権が尊重されている場面や侵害されている場面について考える活動をとおして、様々な人権問題が身近に存在することに気付くとともに、人権が尊重された社会を築いていくために大切なことを考え、行動に移していこうという意欲を高めます。

時間	70分	人数	1グループ3~5人
準備	資料①・② ワークシート セロハンテープ 付箋紙2色 筆記用具 イラストパズル（資料①を拡大し9分割したもの） 台紙（イラストパズルを並べる大きめの紙）		

学習の流れ



<アクティビティ1> 自己紹介、イラストパズル

活動のねらい

自己紹介やイラストパズルを協力して完成させる活動をとおして、学習に向かう温かな雰囲気をつくります。

実施の際のポイント

座っている位置や誕生日等をもとに、最初に自己紹介をする人を指定することで、スムーズに活動に入ることができます。

活動の進め方

<準備>イラストパズル 台紙

- グループの中で順番に、一人30秒間で自己紹介をします。
<自己紹介の仕方>
 - 初めに名前と所属などを言います。
 - 残りの時間は、今日の意気込みや今の気持ち、趣味、最近食べたおいしいもの、最近感動したことなど自由に話します。
- 台紙をグループの中央に置き、その上に配付されたイラストパズルを相談しながら並べ替え、イラストを完成させます。

参加者の実態等に合わせて、自己紹介のお題を指定するのもよいでしょう。

<アクティビティ2> イラストを人権の視点で見よう!

活動のねらい

イラストから「工夫していること」や「気になること」を見つける活動をとおして、身近に人権問題が存在することに気付くとともに、様々な人権問題があることを理解します。

活動の進め方

<準備>資料①・② ワークシート セロハンテープ 付箋紙2色

- 1 資料①のイラストの中で、一人一人が安心して幸せに生活していくために「工夫していること」や「気になること」を見つけ、一つにつき1枚の付箋紙に書き出します。(5分程度)
- 2 イラストパズルを台紙の上で間隔を広げて並べ、セロハンテープで簡単に留めます。書いた付箋紙を順番に1枚ずつ該当する部分のそばに貼っていきます。グループ内で同じ部分について書いた人がいたときは、それに続いて貼り出します。付箋紙を貼り出す際には、その部分を選んだ理由を述べたり、自由に意見を出し合ったりします。そして、付箋紙が全て貼り出されるか時間になるまで繰り返します。(15分程度)
- 3 各グループでイラストパズルのうちの1枚を選びます。そこに貼り出された付箋紙の意見を発表し、全体で共有します。
- 4 ワークをやってみた感想や気づきをグループで話し合います。
- 5 身近に人権問題が存在することをおさえ、資料②「様々な人権問題」とワークシートを受け取り、様々な人権問題があることを確認します。

実施の際のポイント

イラストを「人権」の視点で見て、気付いたことを付箋紙に書き出すよう伝えます。「工夫していること」と「気になること」を書く付箋紙の色を指定します。

同じ意見の付箋紙は、重ねて貼ったり、隣に貼ったりするように伝えます。

早く終わったグループは、ほかにも「工夫していること」や「気になること」がないか話し合います。

イラストはいろいろな見方があるので、正解・不正解を判別しないようにします。

<アクティビティ3> これからの自分について考える

活動のねらい

人権問題を他人事とせず、一人一人が自他の人権を大切に生活していくことについて考え、それを行動に移していこうという意欲を高めます。

活動の進め方

<準備>ワークシート

- 1 「日常生活において、一人一人が自他の人権を大切に考えて生活していくために、私たちはどのようなことを心掛けたらよいか」をワークシートに書きます。
- 2 ワークシートに書いたことを、グループ内で発表し合います。
- 3 グループ内で出された意見を、全体で発表し共有します。

実施の際のポイント

今日の活動で気付いたことや感じたことを基に、自分にできそうなこと、心掛けたいことなどを考えるように促します。

ほかの人の意見を参考にしながら自分の考えを整理し、今後の生活に生かせるようにします。

人権が尊重された社会を目指して

<p>【A-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● 障害者 ● 外国人 	<p>【B-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● 外国人 	<p>【C-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● HIV 感染者・ハンセン病患者及び元患者 ● アイヌの人々
<p>【A-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども ● 障害者 ● 外国人 ● インターネットによる人権侵害 	<p>【B-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者 ● 障害者 ● 同和問題 ● 外国人 ● 北朝鮮当局による拉致問題等 	<p>【C-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者 ● 障害者
<p>【A-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性 ● 子ども ● 障害者 ● インターネットによる人権侵害 	<p>【B-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性 ● 高齢者 ● 障害者 ● 外国人 	<p>【C-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女性 ● 子ども ● 高齢者 ● 性的指向・性同一性障害者にかかわる人権問題

その他の人権課題

- 災害に伴う人権問題
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者とその家族
- ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

◎日常生活において、一人一人が自他の人権を大切に考えて生活していくために、私たちはどのようなことを心掛けたらよいでしょうか。



様々な人権問題

私たちが生きる現代社会には、様々な人権問題が存在しています。これらの問題を解決し、すべての人の人権が尊重された社会を実現するための第一歩は、私たち一人一人が正しく理解することです。

女性(A-3、B-3、C-3)

性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性に対するあらゆる暴力(DV^{※1}、セクハラ^{※2}、性犯罪、ストーカー行為等)が根絶されること、就職・昇進による性差がなく、女性個人の意思であらゆる分野に参画できること、女性の育児・介護負担などに性差がないことなどの社会実現が求められています。

子ども(A-1・2・3、B-1、C-1・3)

日本は1994年「子どもの権利条約^{※3}」を批准し、子どもの生命・人権を守り健やかな成長をめざして取り組んでいます。児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等の法整備を図っています。また学校でも生徒の成長に重大な影響を与えるとしていじめ、暴力行為、不登校、体罰等の対策が行われています。

高齢者(B-2・3、C-2・3)

人はいくつになっても生きがいをもち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、身体・精神的衰えの理由による高齢者に対する就職差別や、要介護者への身体・心理・経済的虐待等が増えています。高齢者の心情に寄り添ったり、地域全体が高齢者を支えたり、生活の質を向上させていくことが対策として求められています。

障害者(A-1・2・3、B-2・3、C-2)

日本は1990年代にノーマライゼーション^{※4}の考え方を導入し、ともに幸福な人生を目指して暮らすことを社会の基本としています。障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で生活しやすいように環境を整え、障害の有無にかかわらず、個人がもつ意欲と能力を發揮できる社会の実現が大切です。

同和問題(B-2)

日本の歴史過程でつくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、就職や結婚の際に差別を受けることがあります。根拠のない風評や固定観念にとらわれずに、正しい認識をもつことが大切です。

外国人(A-1・2、B-1・2・3)

言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しているほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われるなどの問題もあります。互いに尊重し合い、ともに暮らしていく多文化共生の意識をもつことが大切です。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者(C-1)

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、HIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識を生んできました。病気について誰もが正しく理解し、患者が安心して医療を受けられることができ、自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害のほかに精神的・経済的負担にさらされます。また風評や報道によりプライバシーが侵害される等の二次的被害もあります。犯罪被害者やその家族の置かれた立場とその心情をきちんと理解し、社会全体で支えていくことが求められています。

インターネットによる人権侵害(A-2・3)

インターネットは、気軽に情報発信ができる特性から、トラブルに発展するケースが多発しています。また、一度掲載された情報は掲載した人の意思にかかわらず、広がる可能性が大きいです。一人一人が他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理をしていくことが求められています。

災害に伴う人権問題

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、被災者や福島への偏見や差別といった風評被害や避難した子どもたちへのいじめなどの問題が発生しました。災害は、発生後の救済・復旧・復興のすべての過程において「人権」の視点で捉えることが必要です。

アイヌの人々(C-1)

古くから北海道を中心に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築いてきました。しかし、今なお結婚や就職における差別が続っています。少数民族であるアイヌの人々の文化・伝統を学び理解することで、アイヌの人々の尊厳を尊重することが大切です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識によって、就職を断られたり、入居を拒否されたりするなど、社会復帰が困難となる問題があります。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を送るためには、周囲の理解と協力が大切です。

性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題(C-3)

性のあり方は、一人一人異なります。恋愛対象が同性や両性に向かう人、体の性と心の性に不一致を感じる人などさまざまです。しかし、周囲からの偏見や差別により、日常生活で不自由を感じている人がいます。社会全体が、性に対する多様なあり方の理解を深めていくことが大切です。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人々がいます。こうした人々が、嫌がらせや暴行を受ける問題や社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求められないなどの問題があります。相談窓口の周知や個々の状態に応じた支援が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題等(B-2)

1970～80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その多くは北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。日本政府は、これまでに2002年に帰国した5名を含め17名を拉致被害者として認定しています。拉致問題早期解決には、国民と国際社会の理解と支持が大切です。

▶世界人権宣言とは

1948年12月10日国連総会で採択されました。人権尊重は平和の基礎であるという共通認識がもたれ、国連加盟国が達成すべき共通の人権基準が宣言されました。



※1 DV…Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称で、配偶者からの暴力のことです。また、デートDVとは交際相手など親密な関係にある人(配偶者を除く)からの暴力のことです。 ※2 セクハラ…セクシュアル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。 ※3 「子どもの権利条約」…国際連合が1989年に採択した「児童の権利に関する条約」の通称です。 ※4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。

【参考】「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」栃木県 平成28年3月
「人権について考える～人権って何だろう?～」栃木県 平成28年10月

子どもだから…子どもだけど…

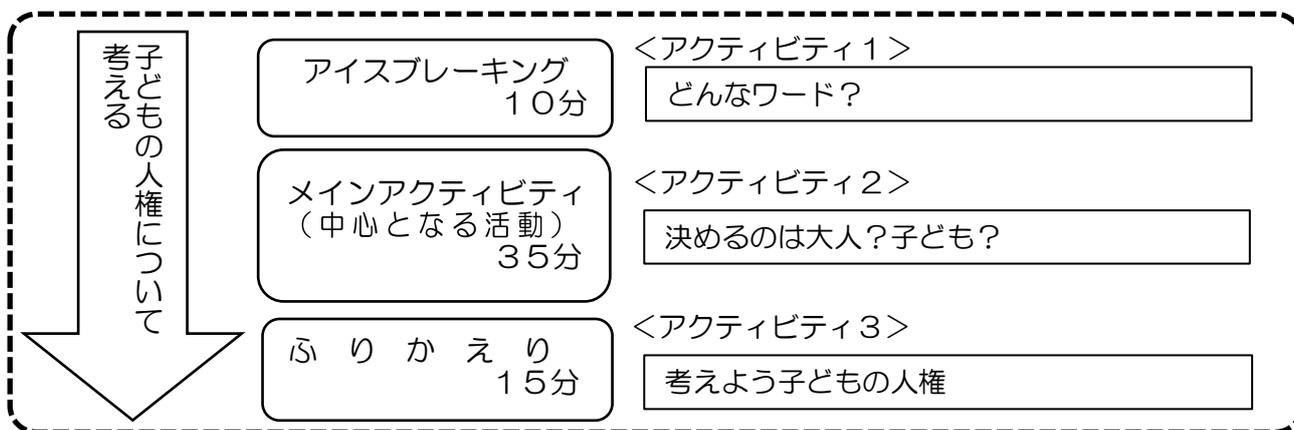
子どもの人権

ねらい

子どもは一人の人間として、大人と同様に人権が尊重されなくてはなりません。ここでは、子どもへの見方や接し方を振り返り、子どもの人権を尊重するよりよい関わり方について考えたり、子どもの人権に対する意識を高めたりします。

時間	60分	人数	1グループ4～5人
準備	ワークシート①・② 資料①（グループ数）・資料② 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> どんなワード?

活動のねらい

子どもの権利に関するワードを完成させる活動をとおして、子どもの人権に関しての関心を高めます。

活動の進め方

<準備> 資料①

- 簡単に自己紹介をします。(所属や名前、趣味など)
- カードを並び替えて、あるワードを完成させます。
例

き	よ	う	い	く	を	う	け	る
じ	ゆ	う	は	っ	さ	い	み	ま
よ	い	と	こ	ろ	を	の	ば	す
- 各グループのワードを発表し合い、共有します。
- 各ワードに関係することは何か、グループで考えます。
- 発表します。

実施の際のポイント

並び替えができないことも想定して、ヒントを出せるようにしておきます。カード1枚に2文字入れれば、難易度が下がります。

グループからの意見が出ない場合は、ファシリテーターが「子どもに関係するワード」であることを伝えます。

<アクティビティ2> 決めるのは大人？子ども？

活動のねらい

親子の会話の中で子どもの人権を侵害している場面から子どもへの見方や接し方を振り返り、子どもの人権を尊重した関わり方について考えます。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート①

- 1 子どもの立場になって親子の会話を読み、気になる部分にアンダーラインを引きます。次に、気になった理由を余白に書き込みます。
- 2 アンダーラインを引いた部分とその理由をグループ内で発表します。
- 3 発表をとおして、自分自身や周囲の大人の「子どもへの見方や接し方」について、気付いたことや感じたことなどを話し合います。
- 4 グループ内で出た意見について、全体で発表し合い、共有します。

実施の際のポイント

理由は、考えやすいところから書いてよいことを伝えます。また、全て書かなくてもよいことも伝えます。

自分とは異なる意見であっても、否定せずになぜそのように考えたのか、グループ内で話し合うよう助言します。

子どもの人権を尊重した見方、接し方をしているか、気付かないうちに侵害していることはないか振り返るように伝えます。

<アクティビティ3> 考えよう子どもの人権

活動のねらい

子どもの人権を尊重した標語づくりをとおして自分自身を振り返り、子どもとよりよい関わり方をしていこうとする意欲を高めます。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート② 資料②

- 1 資料②「児童の権利に関する条約（抄訳）」を配り、子どもの権利について確認します。
- 2 子どもたちの人権を尊重し、よりよく関わっていくために、子どもと接する際に気を付けたいことを考え、標語作りをします。
- 3 グループで標語を発表し合い、活動の「ふりかえり」をします。

実施の際のポイント

第2条「差別の禁止」、第12条「意見を表す権利」、第13条「表現の自由」、第16条「プライバシー」など、子どもにも大人と同様に人権があるとともに、第19条「虐待・放任からの保護」、第34条「性的搾取からの保護」など、大人から守られる権利も有することを確認します。

時間がある場合には、グループで代表作を決めてもらい、全体に発表することで「ふりかえり」の内容を共有します。

決めるのは大人？子ども？ ～ある家庭での会話～

Aさんは16歳。友達のBさんと好きなミュージシャンの話でいつも盛り上がっています。今度、となりの市でそのミュージシャンのコンサートがあることを知り、Bさんから一緒に行こうと誘われました。Aさんは行きたくて仕方ありません。

そんなある夜…

A：お母さん、今度Bちゃんと一緒にとなりの市でやるコンサートに行ってもいいでしょ？

親：子どもたちだけで行くの？お母さんは反対よ。

A：えー、でもお父さんは、いつも若いうちにどんどん外を見て、いろいろな経験をなさいつて言ってるよ。

親：それは、男の子の話でしょ。あなたは女の子でしょ。何かあったらどうするの？

A：気を付けて行くから。それとスマホですぐ連絡取れるようにするから。

親：でも約束守っていないわよね、スマホの。昨日、ずいぶん遅くまでスマホいじっていたでしょ？Bちゃん、家の人とけんかしてるんでしょ？大丈夫なの？

A：え！？どうして知ってるの？私のスマホ見たの？…勝手に見るなんてひどい！

親：あなたが心配だからよ。そんなの親なんだから当然でしょ。

親：それから、この前買って来た服、あれは何？派手過ぎるでしょ。全然似合わないわ。

A：ひどい。私だって好きな服を着てもいいじゃない。それに自分のお小遣いを貯めて買ったのよ。どうしてそんなこと言うの？

親：あなたを心配しているからでしょ！子どもなんだから、いくらお小遣いでも自由に使っていいはずないでしょ。あんな服を買うんだったら、お小遣いなんかあげません。

A：そんなのひどい…。何でもお母さんが決めるの？

- (1) 子どもの立場になって会話を読み、気になる部分にアンダーラインを引きます。次に、どうして気になったのか余白に理由を書き込みましょう。
- (2) アンダーラインを引いた部分とその理由をグループ内で発表しましょう。
- (3) 発表をとおして、自分自身や周囲の大人の「子どもへの見方や接し方」について、気付いたことや感じたことなどを話し合いましょう。

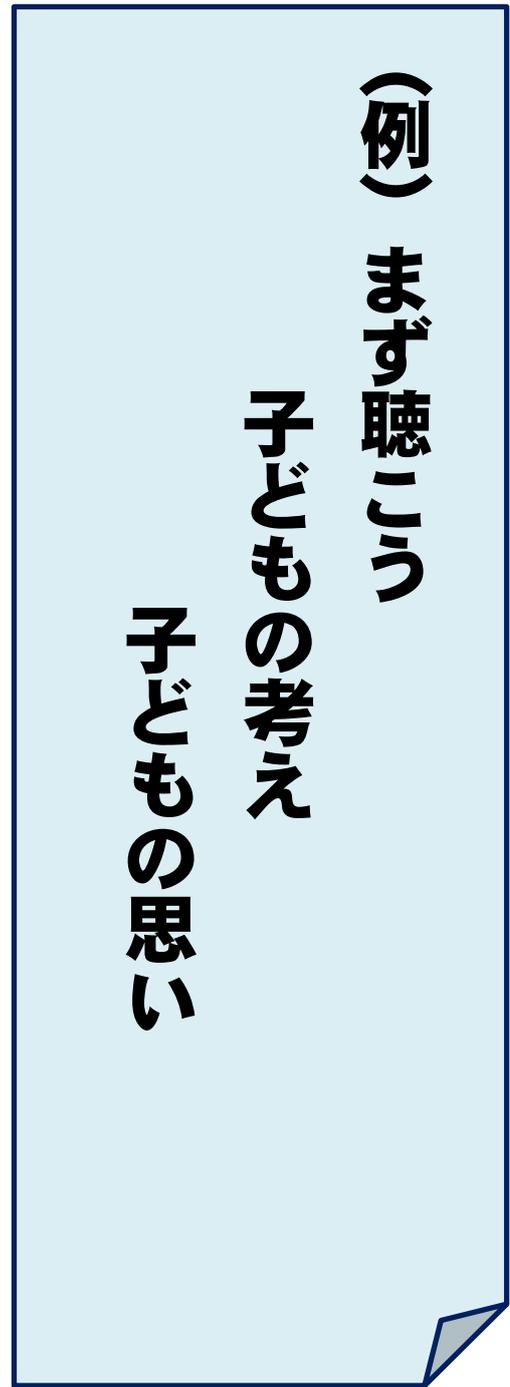
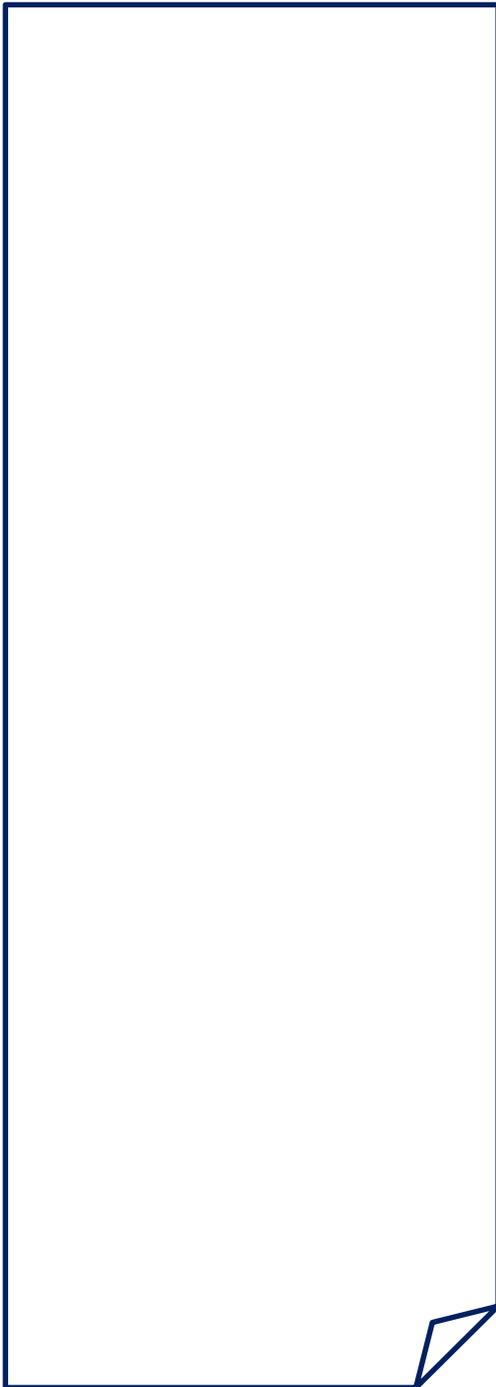
メモ

- (4) グループごとに発表し、全体で共有しましょう。

メモ

考えよう子どもの人権

- (1) 資料「児童の権利に関する条約(抄訳)」を読み、子どもの権利について確認しましょう。
- (2) 子どもの人権を尊重し、よりよく関わっていくためのポイントを標語にしてみましょう。
難しい場合は、スローガンやキーワードなど思い付くものを書いてみましょう。



(例)
まず聴こう
子どもの考え
子どもの思い

資料① ワードカード

※切り取ってお使いください

き	ょ	う	い	く
を	う	け	る	

じ	ゅ	う	は	っ
さ	い	み	ま	ん

す	こ	や	か	な
せ	い	ち	ょ	う

よ	い	と	こ	ろ
を	の	ば	す	

ま	も	ら	れ	る
け	ん	り		

あ	か	る	く	げ
ん	き	に		

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条【名前・国籍・家族関係を守る】

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条【よその国に連れさらられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。

第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条【プライバシー・名誉は守られる】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめて、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条【虐待・放任からの保護】

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条【家庭を奪われた子どもの保護】

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第39条【被害にあった子どもを守る】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第40条【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

つくられた差別をなくすために

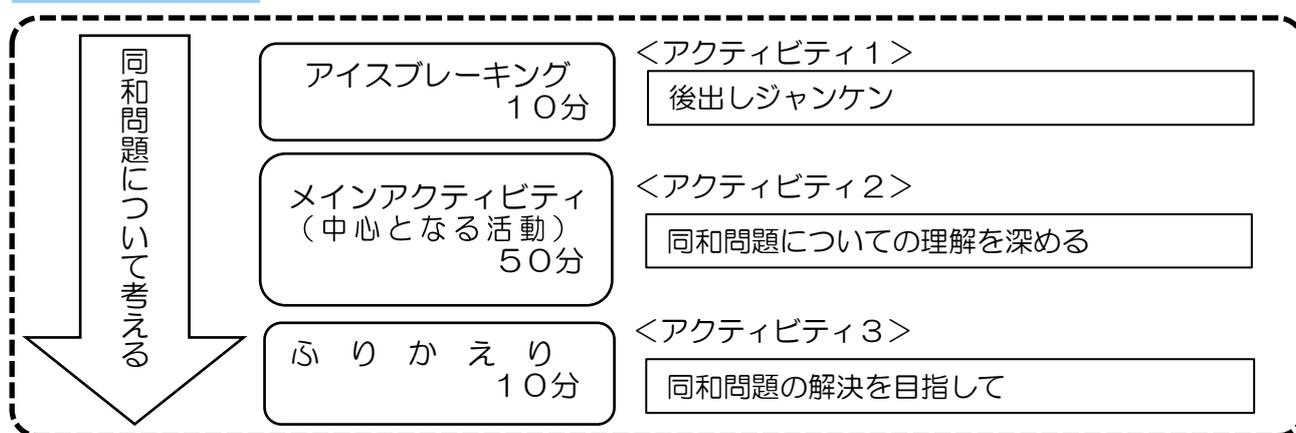
同 和 問 題

ねらい

同和問題の解決のために、同和問題を正しく理解し、自分が心掛けたいことやこれからの自分に必要なことを考えます。

時 間	70分	人 数	1グループ4～5人
準 備	ワークシート 資料① 筆記用具 映像資料（法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」）		

学習の流れ



<アクティビティ1> 後出しジャンケン

活動のねらい

「勝つ」ことを前提としない活動の難しさを経験することで、私たちの言動は生活習慣に大きな影響を受けていることや、多様な立場で考えることの大切さに気付きます。

実施の際のポイント

慣れてきたら、学習者が後出しするタイミングを早めます。

活動の進め方

<準備>なし

- 1 「ファシリテーター」対「学習者」でジャンケンをします。ファシリテーターが「ジャンケン ぼん」の声の後に、「グー」・「チョキ」・「パー」のいずれかを先に示します。間を置いて、学習者は「ぼん」の声を出し、「グー」・「チョキ」・「パー」のいずれかを後出しで示します。
- 2 最初は学習者が勝つようにジャンケンをします。
- 3 次に、学習者が負けるようにジャンケンをします。
- 4 自己紹介（所属、名前など）と共に、後出しジャンケンの感想を発表します。

後出しジャンケンを行ってみて、「『勝つ場合』と『負ける場合』のどちらがやりづらかったか、それはなぜだと思うか」質問します。言葉かけにより、活動のねらいとする気づきを促します。

<アクティビティ2> 同和問題についての理解を深める

活動のねらい

映像の視聴をとおして、同和問題の正しい理解を深めます。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート 資料①

映像資料…法務省委託人権啓発教材

「同和問題～未来に向けて～」

- 1 同和問題の理解は、どのくらいの位置に当てはまると思うか、目盛り上に矢印を書いて自己評価をします。



- 2 「あらすじ」と「視聴時の視点」を確認してから、映像資料「同和問題～未来に向けて～」を視聴します。（映像19分）

【ファシリテーターの声かけの例】

○同和問題の概要

ここで、「同和問題～未来に向けて～」の映像を見て、同和問題について理解を深めたいと思います。

○あらすじ

映像には、「奈々子」、「奈々子の両親」、「公平」が登場人物として描かれています。

奈々子は、結婚を前提に交際している公平を両親に紹介しました。両親は公平の人柄を気に入りますが、公平の出身地が同和地区ではないかという疑いを持ち、身元調査を行おうと考えます。

奈々子は、同和問題について調べ、正しい理解が大切であることを両親に伝えます。両親も、奈々子に言われたことを真摯に受け止め、同和問題に対して真剣に向き合い始めます。

○視聴時の視点

映像の視聴をとおして、

- ・現在も続く同和問題とは何か。
- ・同和問題の解決のために必要なことは何か。

これらのことを確認し、考えていただきたいと思います。

実施の際のポイント

同和問題について、学習者が自分の理解度を自己評価することで学習への意識付けを図ります。

また、「ふりかえり」の活動における自己の変容への気づきにつなげます。

自己評価の結果発表（グループ内や全体での共有）は行いません。

視聴前に、映像のあらすじと視聴時の視点を伝えます。

次の内容は、映像の中で取り上げられています。

【同和問題の歴史】

- ・同和問題のはじまり
- ・解放令
- ・水平社運動
- ・日本国憲法
- ・同和对策事業特別措置法

【現在も残る差別意識】

- ・部落地名総監事件
- ・就職差別
- ・結婚差別
- ・インターネットを悪用した差別

3 映像に登場する人物の立場で同和問題を考え、意見交換をします。

- あなたが奈々子の両親の立場だったら、どんな態度で奈々子に接しますか。
- あなたの交際相手や結婚相手が、もし同和地区出身ということが分かったら、どんなことを思いますか。

4 同和問題についての説明を聞きます。

【説明内容】

- 同和問題とは何か
- 今なお残る心理的差別
 - 結婚問題
 - 就職問題
 - インターネット上での差別
 - 寝た子を起こすな論
- 部落差別の解消の推進に関する法律

学習者の気付きや話し合いの内容に配慮して、意見の全体共有は行いません。

ファシリテーターは、学習者の発言内容を把握するように努めます。

正しくないことと理解していても、感情や周囲の状況などから、差別的意識をもってしまうという意見があることが予想されます。

学習者の意見を尊重しつつ、意図的な誹謗中傷の意見が見られた場合は、「人権を学習する場」であることを伝え、再考を促します。

資料①に説明の例を示してあります。

説明内容は学習者の実態に応じて決定します。

<アクティビティ3> 同和問題の解決を目指して

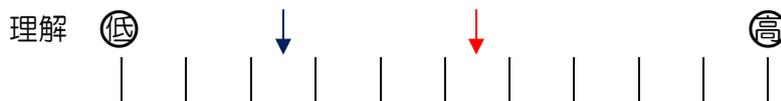
活動のねらい

同和問題の解決のために、自分が心掛きたいことやこれからの自分に必要なことを考えます。

活動の進め方

〈準備〉ワークシート

- 1 学習を終えて、同和問題の理解はどのくらいの位置に当てはまると思うか、目盛り上に矢印を書いて自己評価をします。
(アクティビティ2と同じ目盛り上に追記します)



- 2 同和問題の解決に向けた取組を考えます。
 - 心掛きたいこと、必要だと思うことなど。

実施の際のポイント

学習者がワークシートに記入したふりかえりの内容を把握します。人権尊重につながる意見を意図的に取り上げて全体共有とし、明るい展望で学習が終わるようにまとめます。

学習者の状況によっては、映像資料中の言葉を用いて、ファシリテーターが声かけをしてまとめる方法も考えられます。

【映像中の言葉】

差別は、自然にあったものではなく、人間の手によってつくられたもの。人間の手によってつくられた差別であれば、人間の努力によって解決するはず。

つくられた差別をなくすために

○自己評価

同和問題の理解度は、どのくらいの位置だと思えますか。



○同和問題の解決を目指して

つくられた差別をなくすために

○自己評価

同和問題の理解度は、どのくらいの位置だと思えますか。



○同和問題の解決を目指して

	内 容
同和問題とは何か	<p>○同和問題とは、「同和地区」「被差別部落」「部落」と呼ばれる、差別を被っている特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職その他日常生活の上で様々な差別を受けるといふ、日本固有の人権問題です。</p> <p>○同和問題は、何世紀も前から形成されてきた差別意識が、今なお根強く残っていることで、様々な形の差別となって現れている基本的人権の尊重に反する重大な人権問題です。</p> <p>○差別の解消のために、厳しい差別に負けず立ち上がった人々の努力や、国の取組が行われてきました。</p> <p>○しかし、人々の考え方や意識に深く潜り込み、言葉、文字、そして行為として表面に現れる差別である「心理的差別」が依然として根深く残っています。</p>
今もなお残る心理的差別	<p>○例えば、結婚問題として、 身内の結婚相手が同和地区出身であると分かったら、親戚等が結婚を反対するということが現実起きています。</p> <p>○また、就職問題として、 企業等が、応募者の本籍地などを把握する事例があり、これらは同和問題に基づく就職差別につながるおそれがあります。</p> <p>○さらに最近では、インターネット上での誹謗中傷として、 インターネット上に同和地区を特定するような情報や差別的感情をあおるような内容が書き込まれるといった問題も起きています。</p> <p>○ここで、「寝た子を起こすな」論について説明します。 「寝た子を起こすな」論とは、 同和問題については、そっとしておけば知っている人も少なくなり、差別も自然になくなるという考え方です。 しかし、明治5（1872）年に差別的な身分制度が廃止されてから140年以上経った現在、解決されているはずの同和問題がなくなっておりません。それどころか、インターネット上での新たな手段での差別も起きています。</p> <p>○同和問題に限らず「知らない」ということは、誤った偏見を持ちやすいと言えます。そっとしておくことは、結果的に差別を温存させることになってしまうのです。</p>
法律の制定・施行	<p>○こうした状況を受け、部落差別のない社会を実現することを目的とした、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28（2016）年に制定・施行されました。差別の解消に向けた取組は今も継続されています。</p>

参考：「同和問題の解決をめざして」（栃木県）

「人権について考える～人権って何だろう？～」（栃木県）

「人権の窓（小学6年学習資料、中学2年学習資料、高校1年学習資料）」（栃木県教育委員会）を基に作成

映像資料の貸出し

法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」の映像が収録されたDVDは、栃木県庁や県内の法務局で借用が可能です。

また、映像は、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴が可能です。

- 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
- 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
- DVD貸出しの連絡先

連絡先	住所	電話番号
公益財団法人 人権教育啓発推進センター (人権ライブラリー)	東京都港区芝大門 2-10-12	03-5777-1802
栃木県人権・青少年男女参画課 人権施策推進室	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-3027
宇都宮地方法務局人権擁護課	宇都宮市小幡 2-1-11	028-623-0925
宇都宮地方法務局日光支局	日光市今市本町 20-3	0288-21-0309
宇都宮地方法務局真岡支局	真岡市荒町 5176-3	0285-82-2279
宇都宮地方法務局大田原支局	大田原市本町 1-2695-109	0287-23-1155
宇都宮地方法務局栃木支局	栃木市片柳町 1-22-25	0282-22-1068
宇都宮地方法務局足利支局	足利市相生町 1-12	0284-42-8101

映像資料の参考

平成 26 年度法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」活用の手引き
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

【内容】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題とは ・ ドラマあらすじ ・ 第二次世界大戦までの部落差別 ・ 戦後の高度経済成長と同和对策事業特別措置法の施行 ・ 特別措置法の時代 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題の現状と課題 ・ 未来に向けて ・ 研修の展開例 ・ 板書例 ・ ワークシート |
|---|---|

法務省ホームページ「同和問題（部落差別）に関する正しい理解を深めましょう」

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

【内容】

- 同和問題とは
- 法務省の人権擁護機関による取組内容
- 同和問題（部落差別）に関する人権侵犯事件例
- 各種資料・関連リンク先
 - 啓発ビデオ
 - ・ 人権アーカイブシリーズ「同和問題～過去からの証言，未来への提言～」
 - ・ 人権アーカイブシリーズ「同和問題～未来に向けて～」
 - 啓発リーフレット
 - ・ 「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」
 - ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 16 日から施行されました
 - 人権相談窓口
 - インターネットを悪用した人権侵害について
 - 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

考えてみよう、在日外国人の人権

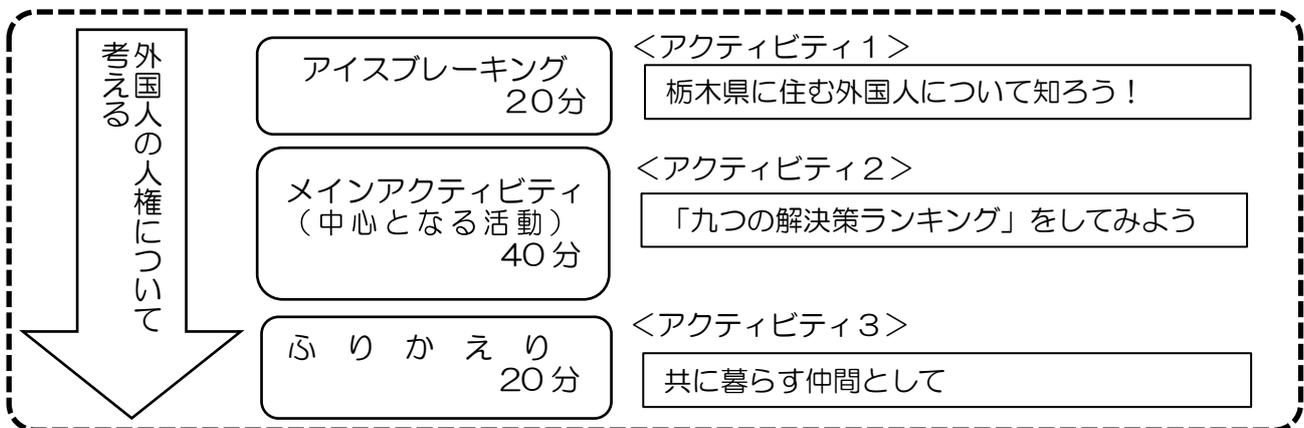
外国人の人権

ねらい

在日外国人への理解を深め、共に住みよい社会を実現するために、必要なことやできることについて考えます。

時間	80分	人数	1グループ4～6人
準備	ワークシート①・②・③ 資料①・② 筆記用具		

学習の流れ



<アクティビティ1> 栃木県に住む外国人について知ろう!

活動のねらい

栃木県に在住する外国人の現状について、クイズなどをとおして楽しく知り、外国人との関わりについて関心を高めます。

実施の際のポイント

ファシリテーターからも、意見交換の視点を投げかけ、学習のねらいに沿うような話し合いになるようにします。

「外国人」というだけで誤った考えや先入観があることに気づき、考えを深めるように促します。

活動の進め方

<準備> ワークシート① 資料①

- 1 栃木県には現在、何人ぐらいの外国人が住んでいるかを考えます。
3択クイズ：①4,000人 ②40,000人 ③400,000人
(正解②：壬生町の人口とほぼ同じ)
- 2 ワークシート①を受け取り、空欄に入る国の名前を考え、栃木県に在住する外国人の状況についてより詳しく知ります。
- 3 自分が住んでいる地域にいる外国人の様子についてグループで意見交換をします。
 - ・外国人と関わってすごいと思ったこと、うれしかったこと
 - ・カルチャーショックを受けたこと
 - ・外国人が日本に住んでいて困っていることはないか など
- 4 資料①を受け取り、日本に在住する外国人について、人権上問題だと思われることを確認します。

<アクティビティ2> 「九つの解決策ランキング」をしてみよう

活動のねらい

日本人と外国人が共に尊重し合いながら生活するために、住民がどんなことをしていったらよいか話し合うことで、外国人との共生について考えます。

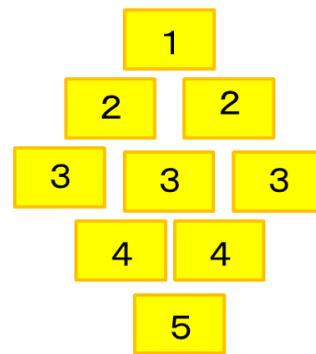
活動の進め方

<準備> ワークシート②

1 ワークシート②を受け取り、「九つの解決策」を順位付けする方法を聞きます。

・日本人と外国人が尊重し合いながら生活するための九つの解決策を、自治会としてどれに優先して取り組むとよいかと考え、ダイヤモンドの形に並べ替えてみてください。

- 2 各自で考えワークシートに記号を記入します。
- 3 各自の考えをグループで発表し合いながらグループとしての考えをまとめます（ワークシート③）。
- 4 グループで話し合った内容を全体場で発表します。



実施の際のポイント

個人として実現可能かどうかには縛られずに、自治会として優先して取り組むとよいと思うことを考えるように促します。

特に、上位三つの項目については、どうしてそのように思ったのかを発表してもらいます。そのため、グループで意見をまとめておくように助言します。

<アクティビティ3> 共に暮らす仲間として

活動のねらい

人権作文を読み、日本人と外国人が、互いの違いを認め合い、共に住みよい社会を実現するために、必要なことやできることについて考えます。

活動の進め方

<準備> 資料②（片面版または両面版）

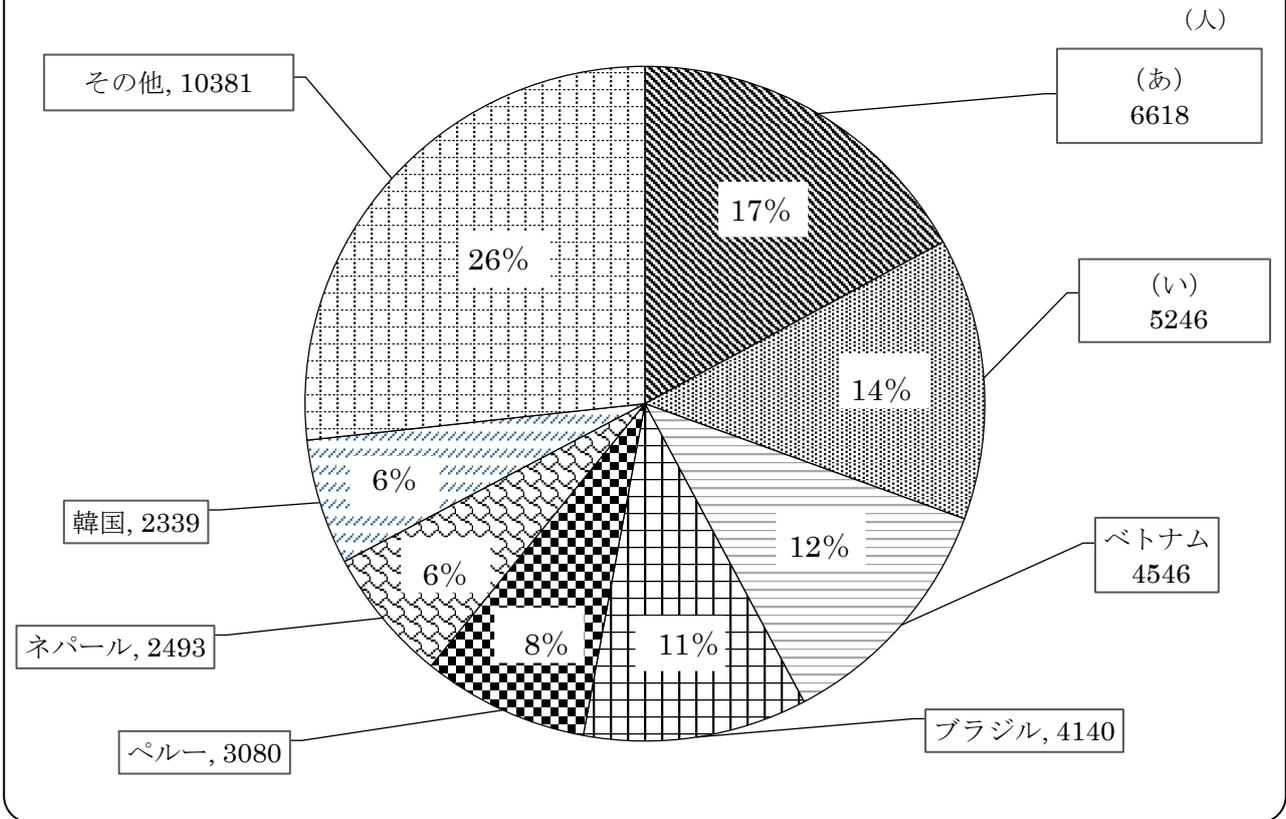
- 1 資料②の人権作文「だれもが笑顔でいられるように」を読み、感想を話し合います。
- 2 外国人と日本人が、互いの違いを認め合い、共に住みよい社会を実現するために必要なことを話し合います。
 - ・外国人がどんなことで困っていたか。
 - ・共に住みよい社会を実現するためには、自分に何ができるか。

実施の際のポイント

多文化の共生という視点を持ち、互いに尊重し合うため大切なことを考えてもらいます。そのため、「自治会としての立場」で考えたことから、「自分のできること」に考えを発展させ、より実践につなげられるように助言します。

栃木県の外国人登録者数のグラフ

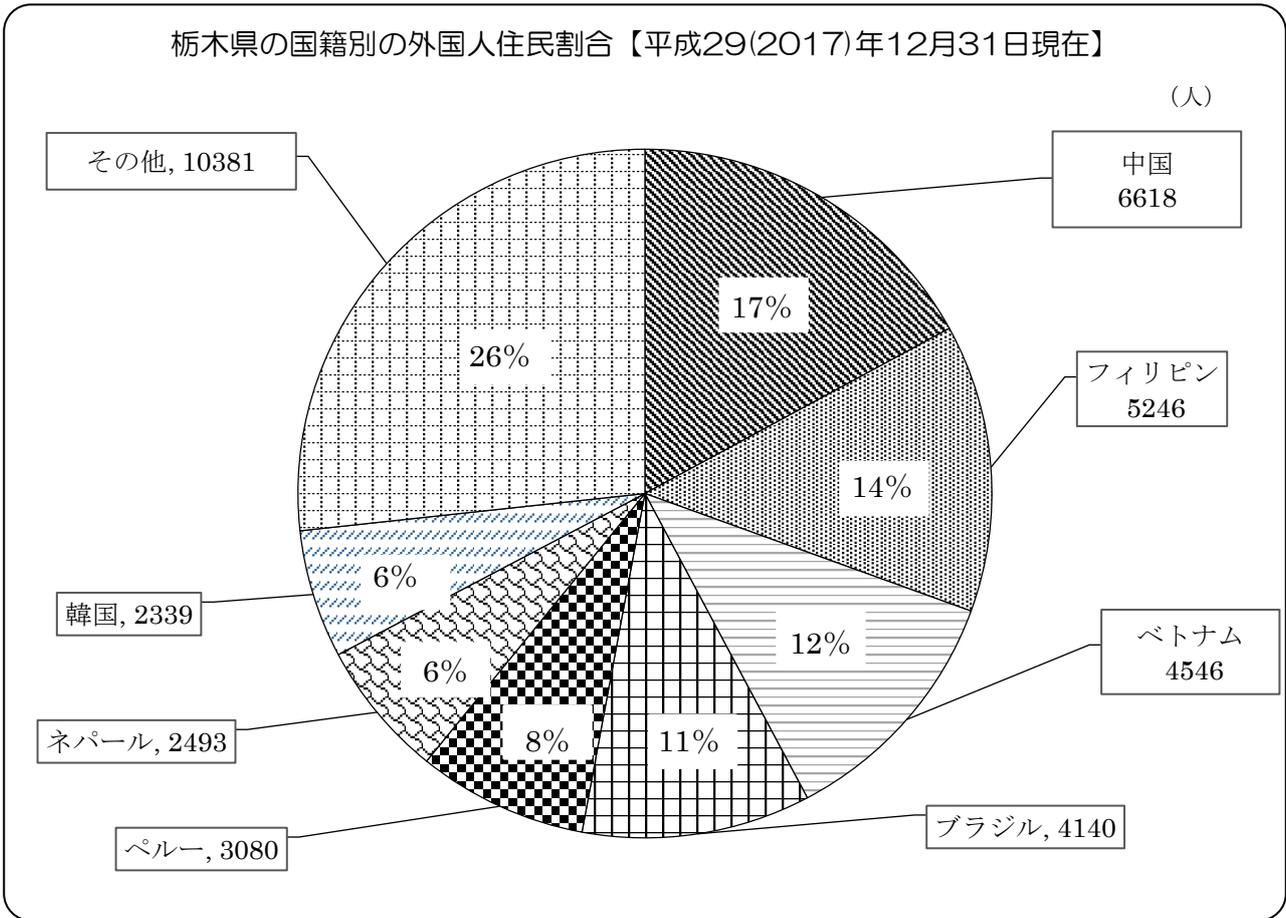
栃木県の国籍別の外国人住民割合【平成29(2017)年12月31日現在】



		平成9(1997)年	平成29(2017)年
順位	国籍	人数(人)	人数(人)
1	(あ)	3,322	6,618
2	(い)	1,870	5,246
3	ベトナム	201	4,546
4	ブラジル	8,949	4,140
5	ペルー	3,171	3,080
6	ネパール	20	2,493
7	韓国	2,954	2,339
	合計	24,581	38,843
	栃木県全体の人口	1,974,033	1,961,766

* 栃木県在住の外国籍の方の人数は、ここ5年間で9,000人以上増えました。県の人口に占める割合は約2%になります。また、県内に存在する外国人の国籍・地域数は112か国に上ります。

参考:「栃木県外国人住民数現況調査」(栃木県産業労働観光部国際課)を基に作成



		平成9 (1997) 年	平成29 (2017) 年
順位	国籍	人数 (人)	人数 (人)
1	中国	3,322	6,618
2	フィリピン	1,870	5,246
3	ベトナム	201	4,546
4	ブラジル	8,949	4,140
5	ペルー	3,171	3,080
6	ネパール	20	2,493
7	韓国	2,954	2,339
	合計	24,581	38,843
	栃木県全体の人口	1,974,033	1,961,766

*外国人の住民を国籍別にみると、中国籍の方は20年間で約2倍に、フィリピン国籍の方は約2.8倍、ベトナム国籍の方は、20倍以上に増加しています。市町によって、住んでいる方の国籍の割合には偏りがあります。

参考:「栃木県外国人住民数現況調査」(栃木県産業労働観光部国際課)を基に作成

「九つの解決策ランキング」をしてみよう

ある自治会では、外国人居住者が多く、生活上のトラブルが心配されていました。そこで、自治会は、日本人と外国人が共に尊重し合いながら生活するためにできそうなことを話し合い、先日の会議で「九つの解決策」を提案しました。あなたは、自治会としてどの提案を優先して取り組むとよいと思いますか？

1 自治会として優先して取り組むとよいと思う順に、下の提案をダイヤモンドの形に並べてください。

高

↑

優先順位

↓

低

1 ()

2 ()

2 ()

3 ()

3 ()

3 ()

4 ()

4 ()

5 ()

()の中には、下の提案の記号を記入します。



九つの解決策

<p>A 外国人向けの日本語教室、日本人向けの外国語教室を開き合う。</p>	<p>B ゴミ出しのルールを絵入りにしたり、外国語表記を加えたりして誰にでも分かりやすくする。</p>	<p>C 地域イベント（祭り等）に外国人の子どもへの参加を促し、一緒に親も参加してもらい交流をする。</p>
<p>D 地域に住む外国人家庭の子どもへの学力を保障するため、学習会を開く。</p>	<p>E 身近に住んでいる外国人に、積極的にあいさつや声かけをする。</p>	<p>F 地域に住む外国人を講師にして、母国の料理教室を開く。</p>
<p>G 住民同士の会議の際に、行政や支援団体に通訳を派遣してもらうようにする。</p>	<p>H 地域の回覧や広報紙を工夫し、外国人も読めるようふりがなを付けたり、外国語版を作成したりする。</p>	<p>I 地域に住む外国人と協力し、イベント（文化祭等）で国の様子がわかるコーナーを開設する。</p>

2 各自の考えを話し合いながら、グループとしての考えをまとめましょう。（別紙ワークシート③）

「九つの解決策ランキング」をしてみよう

1 グループで「九つの解決策」を話し合しましょう。それらのうち、上位三つの提案を決めましょう。

高
↑
優
先
順
位
↓
低

1 ()

2 ()

2 ()

()の中には
記号を、枠内には
キーワードを記
入します。

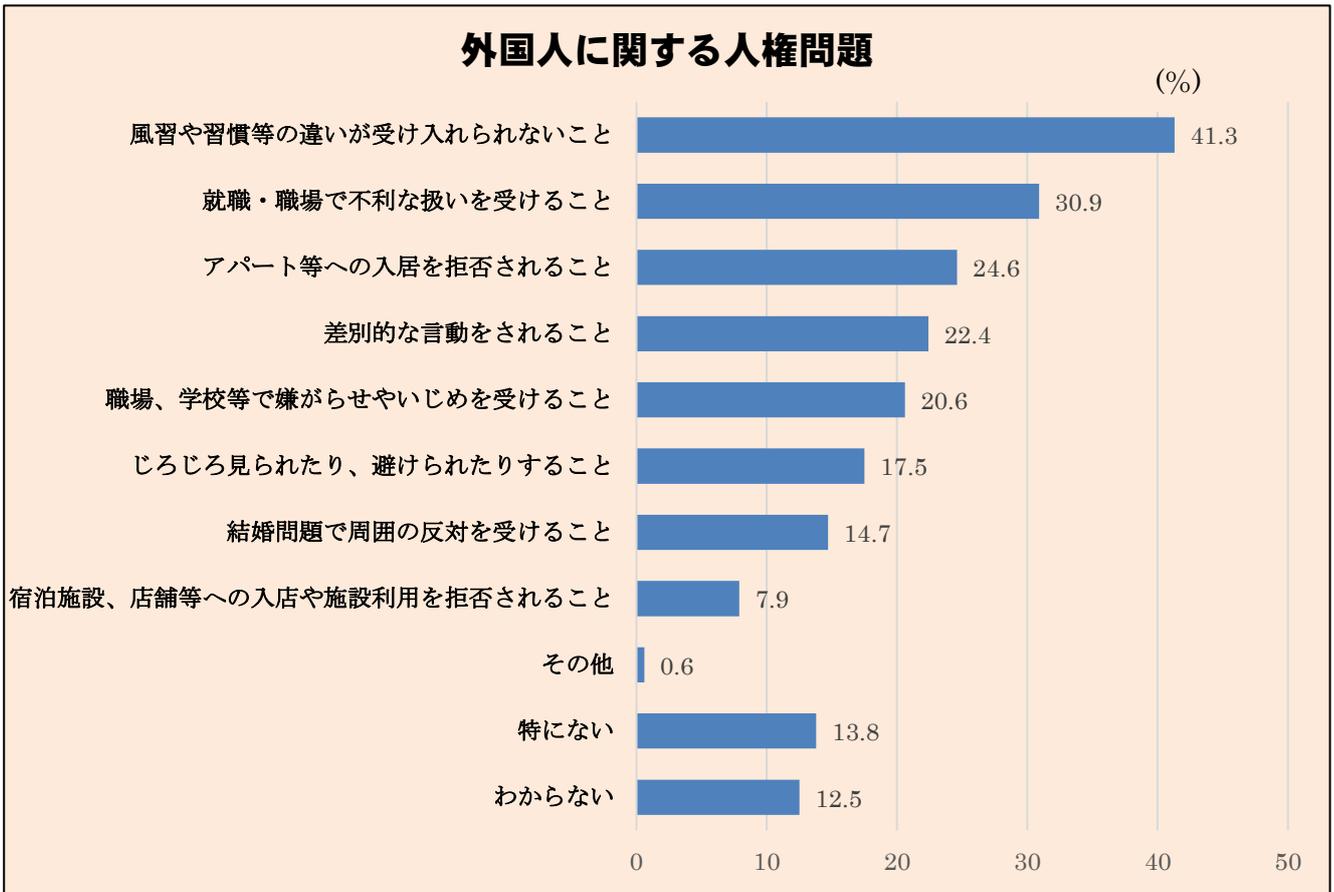
*提案「九つの解決策」の記号とキーワード

A 日本語教室・ 外国語教室	B ルールを絵入り・ 外国語表記に	C 子どもの参加 で、親とも交流
D 子どもの学習会 を開く	E 積極的にあいさ つや声かけ	F 母国の料理 教室
G 通訳を派遣 依頼	H 回覧や広報紙を 工夫	I 国の様子が わかるコーナー

2 上記三つの提案を選んだのは、なぜですか。理由をまとめましょう。

資料①

日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか(複数回答)



「人権擁護に関する世論調査」

この調査は、全国から統計的に選ばれた数千人の方々を対象に、調査員が訪問して面接によって行われます。目的は、人権擁護に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするためです。

調査項目は、

- (1) 人権問題について
 - (2) 主な人権課題に関する意識について
 - (3) 人権課題の解決のための方策について
- などがあります。

参考:「人権擁護に関する世論調査」(内閣府政府広報室)を基に作成

「だれもが笑顔でいらねえのよ」

「早くしろよ。いつまで待たせるんだ！だから外人は使えないんだよ。」

周りにいた人たちがみなに聞こえぬくらいの声で、男の人が言いました。

その言葉を聞いた時、私は「えっ。」と思い、一瞬その場から動けなくなりました。言われた相手はスーパーの店員さん、研修中と書かれた名札を見て、中国の方だと分かりました。顔を下に向け、黙ってレジを打ち続けていました。

これは、家の近くのスーパーで私が買い物をしていた時のことです。ちょうどお客さんが混む時間帯で、レジ前には長い列ができていました。なかなか進まなかったその時、私の前に並んでいた男の人が、店員さんに向けて言ったのが、この言葉でした。店員さんの顔からは笑顔が消え、ただ黙々とレジを打っていました。会計が終わると、男の人は、

「チー！時間の無駄。自分の国で働けよ。」

レジ打ちをこめて帰っていきました。店員さんは、

「ありがとうございました。」

と頭を下げていました。私は、ただその様子を見ているだけで、何もするまいとができませんでした。

「ごらっごらっませ。」

と言われ、私は、はっとしました。私の番になっていました。一つ一つ丁寧にレジを打ち、品物をかごに入れてくれました。他の店員さんと同じくらい一生懸命働いている若い中国人のお姉さんです。何となく表情は沈

んでいるように見えました。私もずっと気まずい思いをしました。会計を終えてスーパーを出ました。

家に帰り、店員さんの顔と、あの男の人が言った「外人は使えない」の言葉が頭から離れませんでした。人を差別する場面を目のあたりにし、何とも言えない気持ちでした。あまのにも混んでいて、あの男の人はいらだちていてつい言ってしまったのかも知れません。だからと言って、一生懸命働いている店員さんに怒る理由はありません。外国の人だというのが日本人であることが、同じ人間なのです。あの言葉を投げかけられた店員さんは、ものすごく心が傷ついたと思います。言葉や文化が違っても、差別を受けて「悲しい」と思う気持ちに違いはありません。

「日本人は親切だ」と、日本を訪れた外国人の人たちが言つのをよく耳にします。私も、日本人は心優しく、調和を大切にしている人が多いと思っていました。それだけに、日常の中でのこの出来事にショックを受けました。

最近、多くの外国人の人たちが様々な場所で働いているのを目にするようになってきました。年々増えているように思います。私たちの生活の中で、外国の人と接する機会が当たり前になってきました。しかし、その中で、見た目だけで判断し、むねむね言葉、ふるまいで外国人の人を傷つけているのではないかと思っています。私が見たスーパーでの出来事も、相手を温かく見守る心、気遣いの心をもっていれば、あのような言葉は、口から出なかつたはずだと思います。人と人が関わり合いながら生きていくためには、この優しさや気遣いが大切だと私は思うのです。お互いの立場を尊重して理解し合おうという、よりよい社会になっていこうのだと思います。

2020年には、オリンピックが開催される日本。ま

ます世界から注目を浴び、外国人の人たちもたくさん日本にやってくるのは幸いです。」日本は世界一「人に優しい国」だ。と心から言えるようになってほしい、そう私は願います。そのためにも、私たちは、いつでもどこでも誰にでも、思いやりをもって接することが大切なのだと思います。

あの出来事の後、私はそのスーパーをよく利用しています。そういう時、中国人の店員さんをつい探してしまいます。店員さんは、あの時と同じように、レジ担当で、いつも一生懸命仕事をしています。ただ違つのは、研修中の札がなくなり、笑顔であること。先日、その店員さんのレジに並びました。

「ごらっごらっませ。」

と元気に、笑顔で挨拶してくれました。レジを打っている最中、

「これはどこを打てばいいんですか。」

と店員さんに尋ねると、隣のレジの担当の人が、優しく教えてくれました。

「分かりました。ありがとうございました。」

と、このこと笑った店員さんの表情は、とてもおだやかでした。私も心がなんだか温かく感じました。会計が済み、

「ありがとうございました。」

と、とびきりの笑顔で、私も笑顔で店員さんを見ました。「人に優しくしてほしい」と、そしてその笑顔がずっと続きますように。」と思っていました。

平成二十九年度栃木県教育委員会

人権に関する作文 最優秀賞作品

佐野日本大学中等教育学校 牧野 未歩 さん

参 考



表紙イラスト

平成 30（2018）年度人権に関するイラスト入賞作品

「みんなちがうけどすてきだね」 宇都宮市立清原中学校 佐藤 聖理 さん

【制作意図】

自分の色は、自分で決める。他人の色を勝手に決めてはいけない。そう思ったので、イラストの人には、あえて色を塗りませんでした。世界から偏見や差別がなくなってほしいと願い制作しました。



参考文献一覧

- 『人権教育のためのコンパス [羅針盤] 』
第2章 人権教育のための 49 の実践的アクティビティと方法 [一步前へ進め]
ヨーロッパ評議会 [企画]、福田 弘 [訳]
- 「人権の窓（小学6年学習資料）」 栃木県教育委員会 平成 30（2018）年6月
- 「人権の窓（中学2年学習資料）」 栃木県教育委員会 平成 30（2018）年6月
- 「人権の窓（高校1年学習資料）」 栃木県教育委員会 平成 30（2018）年6月
- （公財）日本ユニセフ協会 抄訳（『子どもの権利条約カードブック』） 2018年7月
- 「同和問題の解決をめざして」 栃木県 平成 24（2012）年3月
- 「人権について考える～人権って何だろう？～」 栃木県 平成 29（2017）年 10月改訂
- 平成 26 年度法務省委託人権啓発教材「同和問題～未来に向けて～」活用の手引き
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- 法務省ホームページ「同和問題（部落差別）に関する正しい理解を深めましょう」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
- 「栃木県外国人住民数現況調査」 栃木県 平成 29（2017）年12月
- 「人権養護に関する世論調査」 内閣府政府広報室 平成 29（2017）年12月
<https://survey.gov-online.go.jp/index.html>
- 「平成 29 年度人権に関する作文」 栃木県教育委員会 平成 29（2017）年2月
最優秀作品 佐野日本大学中等教育学校 牧野 未歩 さん



編集委員

（○印は編集委員長）

- 多賀 充利 栃木県教育委員会事務局河内教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
- 福田 勝彦 栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課副主幹
- 添谷 元良 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所ふれあい学習課副主幹
- 山口 健一 栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
- 中山 孝志 栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
- 大森 誠 栃木県教育委員会事務局那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
- 近藤 正和 栃木県教育委員会事務局安足教育事務所ふれあい学習課副主幹
- 伊東 宏隆 栃木県総合教育センター生涯学習部副主幹
- 和久 真 栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事

「人権ワークショップ 2018」

平成 31 (2019) 年 3 月

編集・発行

栃木県教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

TEL 028-623-3404 FAX 028-623-3406

E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

※本資料は、下記ホームページにも掲載します。

栃木県教育委員会/人権に関する社会教育指導資料

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/education/shougai/suishinjigyou/jinken-guide.html>

